4.3.3　国内における制裁

4.3.3.1　標準規定

締約国政府は、適当な場合には、密航者、密航未遂者及び港の区域、船舶、貨物又は貨物コンテナーへのアクセスを容易にする意図をもって密航者又は密航未遂者をほう助する個人又は法人の訴追を可能にする法的根拠を自国の国内法令に組み入れる。

C　船舶内の密航者の取扱い

4.4　一般原則　人道的取扱い

4.4.1　標準規定

密航事件については、人道上の原則（標準規定4.1に規定するものを含む。）に従って取り扱う。船舶の運航上の安全並びに密航者の安全及び福祉に対しては、常に妥当な考慮が払われなければならない。

4.4.2　標準規定

締約国政府は、自国を旗国とする船舶を運航する船長に対し、密航者が船舶内にいる間、当該密航者の安全、一般的な健康及び福祉を確保するために適当な措置（十分な食料、居住設備、適切な医療及び衛生設備の提供を含む。）をとることを要求する。

4.5　船舶内における労働

4.5.1　標準規定

密航者に対しては、船舶内で労働に従事することを許可してはならない。ただし、緊急の場合又は船舶内の密航者の居住設備及び食料との関連がある場合は、この限りでない。

4.6　船長による質問及び通報

4.6.1　標準規定

締約国政府は、船長に対し、密航者の身元関係事項（国籍又は市民権及び乗船港を含む。）を特定するために実行可能な措置をとること及び密航者の存在を関連事項と共に最初に寄港が予定されている港の公的機関に通報することを要求する。この情報は、船舶所有者、密航者が乗船した港の公的機関、船舶の旗国及び必要な場合にはその後の寄港地にも提供される。

4.6.2　勧告規定

船長は、通報のために関連事項を収集する場合には、付録三に定める様式を利用すべきである。

4.6.3　標準規定

締約国政府は、自国を旗国とする船舶を運航する船長に対し、密航者が自己を難民であると宣言する場合には、この情報を密航者の安全のために必要な範囲内で秘密のものとして取り扱うよう指導する。

4.7　国際海事機関への通報

4.7.1　標準規定

公的機関は、自らが知ることとなった全ての密航事件を国際海事機関の事務局長に通報する。

D　航海計画の変更

4.8　標準規定

公的機関は、自国を旗国とする船舶を運航する全ての船舶所有者に対し、密航者が乗船した国の領水から船舶が離れた後にその船舶内で発見された当該密航者を下船させるために航海計画を変更しないよう船長を指導することを要請する。ただし、次の場合は、この限りでない。

船舶が航海計画を変更して向かう港の属する国の公的機関が密航者の下船を許可している場合

他の場所への密航者の送還が下船のための十分な書類及び許可と共に手配されている場合

4.9　斟酌すべき保安上、安全上若しくは健康上の事情又は同情し得る事情がある場合

航海計画上にある他の港における下船の試みが失敗し、かつ、当該密航者が長期間にわたり船舶内にとどまることを避けるために当該航海計画の変更が必要な場合

E　密航者の下船及び送還

4.9.1　航海計画による最初の寄港地の属する国

標準規定

密航者の発見後に船舶が最初に寄港を予定している国の公的機関は、自国の法令に従って当該密航者の入国を認めるか否かを決定し、及びこの問題の解決に関与する当事者と協力するために全力を尽くす。

4.9.2　標準規定

密航者の発見後に船舶が最初に寄港を予定している国の公的機関は、当該密航者が帰還のための有効な旅行証明書を所持している場合であって、当該密航者の送還のための時宜を得た措置がとられ、又はとられること及び通過のための全ての条件が満たされていることを確認したときは、当該密航者の下船を認める。

4.9.3　標準規定

密航者の発見後に船舶が最初に寄港を予定している国の公的機関は、自己又は船舶所有者が有効な旅行証明書を入手し、当該密航者の送還のための時宜を得た措置をとり、及び通過のための全ての条件を満たしていることを確認したときは、当該密航者の下船を認める。また、公的機関は、密航者が船舶内にとどまることができない場合又は密航者が船舶内にとどまることを妨げる他の要因が存在する場合にも、当該密航者の下船を認めることを好意的に検討する。そのような場合として次の場合を含めることができるが、これらに限定されない。

船舶の出航の時に事案が解決されていない場合

船舶内における密航者の存在が船舶の安全な運航及び乗組員又は当該密航者の健康を損なうおそれがある場合

4.10　その後の寄港地

4.10.1　標準規定

密航者の発見後に最初に寄港を予定していた港において当該密航者を下船させることができなかった場合には、その後の寄港地の公的機関は、当該密航者を標準規定4.9.1から4.9.3までに従って下船させるために審査する。